

# 開発行為許可申請等手数料の改定について (令和8年10月1日)

○ 近年の物価上昇や人件費の上昇等により、許認可に係るサービスの提供に必要な費用が増えていることから、下記の開発行為許可申請等の手数料の額について改定を実施いたします。

○令和8年10月1日以降に受付をする申請等から改定後の手数料が適用されます。

## ＜開発行為許可等申請手数料＞

【法第29条】 開発行為許可申請（当初申請）

単位：（円）

規模 (ha)	自己の居住用		自己の業務用		非自己用	
	現行手数料	改定手数料	現行手数料	改定手数料	現行手数料	改定手数料
0.1ha未満	8,600	12,000	13,000	18,000	86,000	97,000
0.1ha以上～0.3ha未満	22,000	28,000	30,000	38,000	130,000	146,000
0.3ha〃～0.6ha未満	43,000	52,000	65,000	77,000	200,000	218,000
0.6ha〃～1.0ha未満	86,000	100,000	120,000	139,000	260,000	290,000
1.0ha〃～3.0ha未満	130,000	150,000	200,000	228,000	390,000	436,000
3.0ha〃～6.0ha未満	170,000	207,000	270,000	317,000	510,000	581,000
6.0ha〃～10.0ha未満	220,000	273,000	340,000	418,000	660,000	756,000
10.0ha以上	300,000	386,000	480,000	593,000	870,000	998,000

【法第42条】 予定建築物等以外の建築等許可申請

内容	現行手数料	改定手数料
開発許可を受けた土地における建築等の制限許可	26,000	28,000

【法第41条】 建築物の特例許可申請

内容	現行手数料	改定手数料
建築物の敷地、構造および設備に関する制限の特例	46,000	50,000

【法第43条】 建築等許可申請

規模 (ha)	現行手数料	改定手数料
0.1ha未満	6,900	9,200
0.1ha以上～0.3ha未満	18,000	20,000
0.3ha〃～0.6ha未満	39,000	41,000
0.6ha〃～1.0ha未満	69,000	71,000
1.0ha以上	97,000	99,000

【法第45条】 地位の承継承認申請

内容	現行手数料	改定手数料
自己の居住用又は1ha未満自己用業務	1,700	2,500
1ha以上自己用業務	2,700	4,000
非自己用	17,000	20,000

【法第47条第5項】 開発登録簿の写しの交付申請

1枚につき	470	500
-------	-----	-----

【法第35条の2】 変更申請の場合 ※改定なし

変更理由	手数料
(1)設計の変更	手数料区分で規定する額の1/10
(2)新たな土地の区域の編入による変更	新たに編入される面積に応じ、手数料区分で規定する額
(3)その他の変更	10,000

○諸証明手数料 ※改定なし

1件当たり	400
-------	-----